

○土砂災害防止対策基本指針（平成十三年七月九日国土交通省告示第千百十九号）新旧対照表

（傍線の部分は変更部分）

変 更 案	
土砂災害防止対策基本指針	目次 一～四（略） 五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項 1～3（略） 4 土砂災害警戒情報に基づく的確な 避難指示 の発令 5 避難指示 の発令・解除の際の助言 6 避難指示 の発令時に住民等がとるべき行動の周知 六・七（略）
土砂災害防止対策基本指針	目次 一～四（略） 五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項 1～3（略） 4 土砂災害警戒情報に基づく的確な 避難勧告等 の発令 5 避難勧告等 の発令・解除の際の助言 6 避難勧告等 の発令時に住民等がとるべき行動の周知 六・七（略）

豪雨や、平成三十年七月豪雨による土砂災害などの広域の豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。 近年では 平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。 しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた 避難指示等 が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生した。 このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。 また、土砂災害警戒情報を、 避難指示 の判断に資する情報と明確に位置付け、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置を義務付けることにより、市町村長による的確な 避難指示 の発令に結びつけることや、土砂災害の発	な豪雨や、平成三十年七月豪雨による土砂災害などの広域の豪雨により多数の死者を伴う甚大な被害が発生している。 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）は平成十二年に制定され、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきた。 その間に発生した 平成二十六年八月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、都道府県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することにより、地域の理解を得ながら土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定促進を図ってきたところである。 しかしながら、平成三十年七月豪雨等の土砂災害においては、基礎調査の結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定などによる土砂災害の危険性の周知や、土砂災害警戒情報などを受けた 避難勧告等 が概ね発令されていたにもかかわらず、依然として多数の犠牲者を出した。また、令和元年東日本台風等においては、一部の土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所が発生した。 このため、警戒避難体制の整備の前提となる土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、住民等の土砂災害警戒区域等の認知度向上を図るとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深める必要がある。 また、土砂災害警戒情報を、 避難勧告等 の判断に資する情報と明確に位置付け、都道府県知事から関係する市町村長への通知及び一般への周知の措置を義務付けることにより、市町村長による的確な 避難勧告等 の発令に結びつけることや、土砂災害
--	---

生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があつたときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び

の発生や降雨記録の更新も踏まえ、土砂災害警戒情報の発表の基準を見直す等により、土砂災害警戒情報の正確度の向上に取り組むことが必要である。

さらに、土砂災害警戒区域の指定があつたときは、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項などを市町村地域防災計画に定め、安全な避難場所・避難経路の確保や、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることも必要である。特に、平成二十七年九月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設でのきめ細かな対策が一層求められている。

これらにより、局地的な豪雨などの降雨による土砂災害に対し、自治体や住民等が的確な避難を判断できるような仕組みづくりが重要であり、このためには、国、都道府県、市町村が住民等と連携して取り組んでいく必要がある。

土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、都道府県は基礎調査の完了及びその結果の公表後、土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の指定とあわせて建築物の移転等に関する支援措置について、住民等に対し適切に周知を行うとともに、中長期的には、土砂災害のおそれがある区域にはできるだけ人が住まないようなまちづくりを目指すことが重要である。

一方、平成二十三年の紀伊半島大水害では、河道閉塞が多数発生し、決壊に伴う土石流による甚大な被害が懸念された。また、平成二十三年霧島山新燃岳や平成二十六年御嶽山の噴火では、火山噴火による降灰が山腹に堆積し、土石流による甚大な被害が懸念された。これらの特殊な土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、土砂災害に関する専門的知識及び

技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して**避難指示**の判断に資する情報を提供する必要があります。

土砂災害防止対策基本指針は、**このような認識の下**、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多くを占める要因の一つとなっている。このため、都道府県は、土砂災害の発生位置及び時刻等についてより丁寧な情報収集に努めるものとする。また、国は、都道府県等から報告される土砂災害について、その発生位置及び時刻等を整理するとともに、引き続き調査・分析を行い、土砂災害予測技術の向上に係る科学的知見の蓄積に努める必要がある。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが

技術を有する都道府県知事又は国土交通大臣が、緊急調査を行い、市町村長に対して**避難勧告等**の判断に資する情報を提供する必要があります。

土砂災害防止対策基本指針は、法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な方向を示すものである。

2 行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築

土砂災害の防止に当たっては、これまで行政は、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）等の施行、各種事業の遂行、土砂災害に関する科学的知見の蓄積等に努めてきた。

この結果、土砂災害については、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となってきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することは未だ難しい。このことは、自然災害による死者・行方不明者のうち土砂災害によるものが多くを占める要因の一つとなっている。このため、都道府県は、土砂災害の発生位置及び時刻等についてより丁寧な情報収集に努めるものとする。また、国は、都道府県等から報告される土砂災害について、その発生位置及び時刻等を整理するとともに、引き続き調査・分析を行い、土砂災害予測技術の向上に係る科学的知見の蓄積に努める必要がある。

また、全国各地における、新興住宅地の造成、従前からの地域共同社会の弱体化等に伴い、土砂災害の前兆を伝承から把握することや、地域における過去の土砂災害の実態や土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を地名等から把握することが

困難であることが多くなり、住民等にとって適時・適切な避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。

加えて、降雨による土砂災害に対しては、気象庁や都道府県ができるだけ早い段階から、雨量の予測や、地盤の水の含み具合をはじめとするきめ細かな情報を提供するとともに、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想される場合、**避難指示**の判断に資する土砂災害警戒情報を気象庁と共同で発表し、市町村長による的確な**避難指示**の発令や住民等の的確な避難行動に結びつけることが求められる。

一方、住民等は、行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、前述した土砂災害の特質やその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、土砂災害への備えを住民等が自主的に行い、地区防災計画等に基づき住民等の生命を守るための自助・共助による適時・適切な避難行動をとるといった、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。また、要配慮者利用施設においては、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を

困難であることが多くなり、住民等にとって適時・適切な避難行動をとることが著しく困難となっている。

したがって、今後、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、行政は、過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、その内容に正確を期するよう配慮しつつ、積極的に提供することにより、地域や個人が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが求められる。

加えて、降雨による土砂災害に対しては、気象庁や都道府県ができるだけ早い段階から、雨量の予測や、地盤の水の含み具合をはじめとするきめ細かな情報を提供するとともに、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想される場合、**避難勧告等**の判断に資する土砂災害警戒情報を気象庁と共同で発表し、市町村長による的確な**避難勧告等**の発令や住民等の的確な避難行動に結びつけることが求められる。

一方、住民等は、行政が提供するこのような情報を日頃から十分に把握するよう努めるとともに、避難訓練の実施等を通じてそれらの情報の内容や意味、前述した土砂災害の特質やその前兆等に関する知識を得るための「知る努力」を惜しまないことが重要である。そして、一人一人のかけがえのない生命及び身体を守るため、土砂災害への備えを住民等が自主的に行い、地区防災計画等に基づき住民等の生命を守るための自助・共助による適時・適切な避難行動をとるといった、的確な判断及び行動が求められる。特に、身近に高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者がいる場合は、避難支援等共助に努めることが必要である。また、要配慮者利用施設においては、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、施設利用者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を作成のうえ、実効性を

高めるための避難訓練を実施することが重要である。

これらのことから、行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを、土砂災害の防止のための対策に関する基本理念とする。

3 (略)

二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1・2 (略)

3 警戒避難体制等に関する調査

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を行うことが必要である。警戒避難体制等に関する調査は、土砂災害警戒区域等の指定及び指定後の警戒避難体制の整備を行う上で極めて重要な取組である。

ついては、2の(5)で把握した土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制等に関する調査として、次に掲げるものを行う。

なお、土砂災害警戒区域等の指定後に市町村地域防災計画が変更される等、警戒避難体制の整備状況に変化が認められる場合は、当該項目について調査を行うものとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒報の発令及び伝達に関する調査

住民等への**避難指示**や土砂災害の発生情報等の土砂災害に関する情報伝達の整備状況に関する調査を行う。

4 5 6 (略)

三 (略)

高めるための避難訓練を実施することが重要である。

これらのことから、行政の「知らせる努力」と住民等の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムを構築していくことを、土砂災害の防止のための対策に関する基本理念とする。

3 (略)

二 法第四条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1・2 (略)

3 警戒避難体制等に関する調査

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するためには、警戒避難体制の整備を行うことが必要である。警戒避難体制等に関する調査は、土砂災害警戒区域等の指定及び指定後の警戒避難体制の整備を行う上で極めて重要な取組である。

ついては、2の(5)で把握した土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、警戒避難体制等に関する調査として、次に掲げるものを行う。

なお、土砂災害警戒区域等の指定後に市町村地域防災計画が変更される等、警戒避難体制の整備状況に変化が認められる場合は、当該項目について調査を行うものとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒報の発令及び伝達に関する調査

住民等への**避難勧告等**や土砂災害の発生情報等の土砂災害に関する情報伝達の整備状況に関する調査を行う。

4 5 6 (略)

三 (略)

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1・2 (略)

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告しなければならない。

避難確保計画や避難訓練の内容を避難の実効性を高めるものとするためには、まず、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。次に、避難確保計画の内容を具体的に記載するとともに、定期的に避難訓練を行い、その結果を踏まえて避難確保計画等の見直しを行うことが必要である。このため、都道府県及び市町村の関係部局が連携して、国が策定する避難確保計画作成の手引き等を活用しつつ、適切な避難時期の設定、避難先の選定、施設同士の避難の受け入れ体制の構築、地域と連携した避難支援体制の確保等を考慮した避難確保計画の作成や、作成された避難確保計画に基づ

四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

1・2 (略)

3 法第八条の二の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、避難確保計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。

避難確保計画の内容を実効性あるものとするためには、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が土砂災害から利用者の生命及び身体を保護する上で重要であることについて、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が認識することが不可欠である。このため、市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、その所有者又は管理者に対して、土砂災害の危険性等を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望ましい。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援を行うとともに、避難確保計画の内容や避難訓練の実施状況の確認についても、関係部局が連携して実施することが望ましい。

く避難訓練の実施、避難訓練により得られる教訓を踏まえた避難確保計画等の見直しについて、積極的に支援を行うことが求められる。

また、市町村長は、避難確保計画や避難訓練の結果の報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができることとされている。このため、市町村の関係部局が協力して避難体制等を確認し、必要に応じ助言又は勧告を行うことで、要配慮者利用施設におけるより実効性の高い避難の確保を図ることが求められる。

国は、都道府県と連携しながら、避難確保計画や避難訓練が実効性の高い避難につながるよう市町村の支援に努めるものとする。

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができることとされている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

4・5 (略)

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

4・5 (略)

五 法第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

さらに、市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができることとされている。なお、この指示や公表を行う際には、当該所有者又は管理者が主体的に避難確保計画を作成することが当該避難確保計画の実効性を高める上で重要であることに鑑み、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

1
(略)

2 土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が气象台と連携して共同で行うものとする。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が**避難指示**を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じ検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

3
(略)4 土砂災害警戒情報に基づく的確な**避難指示**の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとつて極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに**避難指示**を発令することを基本とする。

1
(略)

2 土砂災害警戒情報の発表等

土砂災害警戒情報の発表は、都道府県知事が住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね二時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行うことを基本とする。また、土砂災害警戒情報の発表の可能性が高いときには、早い段階から、その旨を気象庁が発表することを踏まえ、都道府県は市町村に対して事前に警戒を呼びかけるよう取り組むものとする。

また、土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うことを基本とする。

これらの土砂災害警戒情報の発表・解除は、都道府県が气象台と連携して共同で行うものとする。

また、土砂災害警戒情報の発表単位については、市町村単位が基本となっているが、市町村長が**避難勧告等**を発令する上で、対象地域を的確に判断できるよう、土砂災害警戒情報の発表単位の細分化についても、地域の実情に応じ検討していく必要がある。その際、例えば、旧市町村単位とするなど、情報の受け手側のわかりやすさにも留意して検討を行う必要がある。

3
(略)4 土砂災害警戒情報に基づく的確な**避難勧告等**の発令

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であることから、避難行動をできるだけ早く行うことが必要である。土砂災害警戒情報は、土砂災害からの避難にとつて極めて重要な情報であり、土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに**避難勧告等**を発令することを基本とする。

国及び都道府県は、市町村長が**避難指示**を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、**避難指示**の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとつてわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、**避難指示**を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域対しの確に**避難指示**を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、メッシュ情報とあわせて、市町村が定めた**避難指示**を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、**避難指示**は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において**高齢者等避難**の活用や早めの**避難指示**を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報や各種気象情報を活用し、**避難指示**の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5

避難指示の発令・解除の際の助言

国及び都道府県は、市町村長が**避難勧告等**を的確に発令できるよう、災害の危険性について正確でわかりやすい情報を土砂災害警戒情報を補う情報として提供する必要がある。特に、**避難勧告等**の対象区域の判断に資するため、時系列でのメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報及び危険度の高まり、きめ細かな降雨予測及び周辺における土砂災害の発生状況等の情報について提供を行うとともに、これらの情報の改善に努めるものとする。これらの情報提供に当たっては、必要に応じ技術的な説明を加えるなど、市町村にとつてわかりやすい情報となるよう努めるものとする。

また、市町村においては、**避難勧告等**を発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び都道府県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域対しの確に**避難勧告等**を発令することが望ましい。あわせて、都道府県においては、市町村を支援するため、メッシュ情報とあわせて、市町村が定めた**避難勧告等**を発令する区域の単位で基準雨量を上回る地区等の情報についても提供を行うことが望ましい。

さらに、**避難勧告等**は、夜間であっても躊躇することなく発令することが基本であるが、できる限り夜間の急な発令を回避するために、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が想定される場合は、気象庁が予報、警報及び降雨の予測情報等について情報提供を行うとともに、市町村において**避難準備・高齢者等避難開始**の活用や早めの**避難勧告等**を検討する必要がある。また、土砂災害警戒情報や各種気象情報を活用し、**避難勧告等**の発令をはじめ、いつ、誰が、何を行うかに着目して、防災行動を時系列的に整理し、関係機関、住民等が共通理解を深めておくことも有効と考えられる。

5

避難勧告等の発令・解除の際の助言

災害対策基本法第六十一条の二により、市町村長は避難指示の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。また、土砂災害については、法第三十二条により避難指示の解除の判断に際し、国土交通大臣や都道府県知事に助言を求めることができることから、これらの機関が助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことが有効である。

国等が保有するカメラ画像等から土砂災害や明らかな前兆現象等の発生を確認した場合等においては、市町村に対する積極的な情報提供が必要である。

また、大規模な土砂災害発生後は、溪流上流部や斜面上部に不安定な土砂が堆積し、二次災害のおそれが高まることが多いことから、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣し、現地調査等を行って二次災害の危険性等について市町村長に助言することが望ましい。

6 避難指示の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難指示の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、時間的余裕のある場合、あらかじめ選定された避難場所に立退き避難することが重要であるが、土砂災害の発生のおそれが高まり一刻も早く立退き避難を行う必要がある場合は、危険な急傾斜地から離れる方向や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などに速やかに避難することが重要である。

災害対策基本法第六十一条の二により、市町村長は避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。また、土砂災害については、法第三十二条により避難勧告等の解除の判断に際し、国土交通大臣や都道府県知事に助言を求めることができることから、これらの機関が助言を求められた場合は、保有するリアルタイムの情報の提供や災害に関する専門的知見等から助言を行うことが有効である。

国等が保有するカメラ画像等から土砂災害や明らかな前兆現象等の発生を確認した場合等においては、市町村に対する積極的な情報提供が必要である。

また、大規模な土砂災害発生後は、溪流上流部や斜面上部に不安定な土砂が堆積し、二次災害のおそれが高まることが多いことから、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（テックフォース）や国土技術政策総合研究所等の土砂災害に関する専門家を派遣し、現地調査等を行って二次災害の危険性等について市町村長に助言することが望ましい。

6 避難勧告等の発令時に住民等がとるべき行動の周知

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難勧告等の発令時には、危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要であるが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、夜間や大雨時など避難時の状況によっても、とるべき行動が変わってくると考えられる。

例えば、時間的余裕のある場合、あらかじめ選定された避難場所に立退き避難することが重要であるが、土砂災害の発生のおそれが高まり一刻も早く立退き避難を行う必要がある場合は、危険な急傾斜地から離れる方向や土石流が流れてくると予想される区域から離れる方向、又は河川や溪流からの高低差がある比較的高い場所などに速やかに避難することが重要である。

また、大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。

このように、避難指示が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう、日頃から普及啓発を行う必要がある。住民等が適切な判断を行うためには、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識が必要であり、国、都道府県、市町村が連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知していく必要がある。

六 （略）

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 （略）

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インター

六 （略）

七 法第三十一条第一項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

1 （略）

2 土砂災害緊急情報の通知及び周知

都道府県知事又は国土交通大臣は、1により作成した土砂災害緊急情報を、都道府県知事にあつては関係する市町村長に、国土交通大臣にあつては関係する都道府県知事及び市町村長に書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法により通知するとともに、報道機関、インター

資料3－3

3 (略)	ネット等を通じて一般に周知する。 なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。また、住民等の自主的な備えを促し、市町村長による避難指示の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。
3 (略)	ネット等を通じて一般に周知する。 なお、土砂災害緊急情報の通知及び周知は、住民等の避難の状況、避難に要する時間、土砂災害が想定される時間帯等を考慮し、適切な時機に行うことが重要である。また、住民等の自主的な備えを促し、市町村長による避難勧告等の措置と相まって円滑な避難に資するため、住民等が適切な時機に、より確実に情報を入手できるよう、周知の方法に配慮することが必要である。